

(平成24年10月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	9 件

神奈川県国民年金 事案 6903

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月及び同年5月

私が20歳になった昭和45年*月に、私の義父が、私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私の夫が、夫婦二人と私の義母の3人分を一緒に納付していたと思う。

申立期間の国民年金保険料が、私だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その夫が、夫婦二人及び申立人の義母の3人分を一緒に納付していたと主張している。これについては、当該期間の前後の保険料は納付済みであり、申立人と一緒に保険料を納付していたとする夫及び義母の当該期間の保険料も、納付済みとなっていることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を22年以上の長期にわたり納付している上、当該期間は2か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和42年9月1日から43年3月1日までの期間について、事業主は、申立人が42年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、当該期間について被保険者の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、6万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月27日から同年5月1日まで
② 昭和42年8月1日から43年3月1日まで

夫は、昭和30年12月5日から36年4月30日までの期間において、A社に勤務していたが、厚生年金保険の資格喪失日が同年4月27日となっていることに納得できない。

また、昭和42年8月1日からB社に勤務していたが、厚生年金保険の資格取得日が43年3月1日となっていることに納得できないので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和42年9月1日から43年3月1日までの期間について、事業主及び同僚の供述から、申立人は、当該期間にB社に勤務していたことが認められる。

また、申立人の国民年金被保険者台帳から、申立人は、昭和42年9月から43年2月まで国民年金保険料を納付していたところ、55年12月に当該保険料を還付されていることが確認できる。

さらに、管轄年金事務所に照会したところ、「詳細については不明であ

るが、国民年金保険料の還付を行う場合、一般的に厚生年金保険等に加入していることを確認してから手続を行う。」と回答している。

これらのことから、当時、社会保険事務所では、申立人が当該期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得していたことを確認したものと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 42 年 9 月 1 日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の B 社における昭和 43 年 3 月のオンライン記録から 6 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和 36 年 4 月 30 日まで A 社に勤務していたと主張している。

しかし、申立期間①に A 社において厚生年金保険の被保険者資格を有する複数の同僚に照会したものの、申立人が当該期間において同社に勤務していた旨の供述を得ることができない。

また、A 社は、既に解散しており、申立人の勤務形態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人の A 社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている資格喪失日はオンライン記録と一致しており、遡って訂正された形跡も無く、不自然な点は見当たらない。

申立期間②のうち、昭和 42 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、事業主及び同僚の供述から、申立人は当該期間に B 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該期間は、申立人が国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることがオンライン記録から確認できる。

また、申立人は、当該期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①及び申立期間②のうち、昭和 42 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び申立期間②のうち、昭和 42 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 3 月 10 日は 8 万 6,000 円、17 年 7 月 25 日は 27 万円、同年 12 月 25 日は 28 万 3,000 円、18 年 7 月 25 日は 32 万 3,000 円、同年 12 月 25 日は 26 万 2,000 円、19 年 7 月 25 日は 26 万 7,000 円、同年 12 月 25 日は 22 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 3 月 10 日
② 平成 17 年 7 月 25 日
③ 平成 17 年 12 月 25 日
④ 平成 18 年 7 月 25 日
⑤ 平成 18 年 12 月 25 日
⑥ 平成 19 年 7 月 25 日
⑦ 平成 19 年 12 月 25 日

A 社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、申立期間①から⑦までに係る標準賞与額の記録が無い。

調査の上、申立期間に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社における厚生年金保険被保険者の記録では、申立期間①から⑦までに係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、

年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑦までに係る標準賞与額については、申立人から提出された賞与明細書において確認できる賞与支給額又は保険料控除額から、平成16年3月10日は8万6,000円、17年7月25日は27万円、同年12月25日は28万3,000円、18年7月25日は32万3,000円、同年12月25日は26万2,000円、19年7月25日は26万7,000円、同年12月25日は22万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に訂正の届出を行ったことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①から⑦までの標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年3月10日は31万9,000円、17年7月25日は35万8,000円、同年12月25日は37万4,000円、18年7月25日は27万3,000円、同年12月25日は28万円、19年7月25日は27万9,000円、同年12月25日は29万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月10日
② 平成17年7月25日
③ 平成17年12月25日
④ 平成18年7月25日
⑤ 平成18年12月25日
⑥ 平成19年7月25日
⑦ 平成19年12月25日

A社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、申立期間①から⑦までに係る標準賞与額の記録が無い。

調査の上、申立期間に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の記録では、申立期間①から⑦までに係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、

年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑦までに係る標準賞与額については、申立人から提出された賞与明細書において確認できる賞与支給額又は保険料控除額から、平成16年3月10日は31万9,000円、17年7月25日は35万8,000円、同年12月25日は37万4,000円、18年7月25日は27万3,000円、同年12月25日は28万円、19年7月25日は27万9,000円、同年12月25日は29万2,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に訂正の届出を行ったことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①から⑦までの標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社に係る標準賞与額の記録を平成17年12月3日は60万5,000円、18年6月20日は52万円、19年12月5日は60万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月3日
② 平成18年6月20日
③ 平成19年12月5日

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間①から③までの賞与については、厚生年金保険の記録に反映されていない。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについて、A社が保管する給料支払明細書（賞与）から、申立人は、当該期間の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、給料支払明細書（賞与）において確認できる保険料控除額又は支給額から、平成17年12月3日は60万5,000円、18年6月20日

は 52 万円、19 年 12 月 5 日は 60 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を平成4年2月から同年9月までは24万円、同年10月から5年9月までは26万円、同年10月から同年12月までは34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月1日から6年1月31日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が報酬額より低くなっている。申立期間当時の給与額は48万円ぐらいであったと記憶している。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係るA社における標準報酬月額は、当初、平成4年2月から同年9月までは24万円、同年10月から5年9月までは26万円、同年10月から同年12月までは34万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（6年3月1日）より後の同年3月4日付けで、遡って8万円に引き下げられている上、申立人を除く72名の標準報酬月額についても遡って引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成4年2月から同年9月までは24万円、同年10月から5年9月までは26万円、同年10月から同年12月までは34万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間について、申立人は、「申立期間当時の給与額は 48 万円ぐらいであったと記憶している。」と主張している。

しかしながら、申立人と同様に申立期間に係る標準報酬月額が遡及して訂正されている複数の同僚は、その所持する給与支給明細書から、訂正前の標準報酬月額に見合う保険料が控除されていることが確認できる上、当該同僚の一人は、「年金事務所で、給与明細書に記載された給与額等と、遡及訂正前の標準報酬月額を確認した上で記録回復されており、給与額と標準報酬月額に相違は無いと思う。」と供述している。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主から回答が得られないことから、申立期間の給与額が、申立人の主張する約 48 万円であったことを確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間に係る給与明細書等の資料を所持していないため、厚生年金保険料の控除額について確認することができず、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和49年3月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、10万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月31日から49年3月1日まで

私は、A社に昭和49年2月末まで勤務していたが、同社における厚生年金保険の資格喪失日が48年12月31日になっている。申立期間について、同僚は、厚生年金保険の被保険者期間として認められたと聞いているので、私も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が記憶する同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和48年12月31日と記録されているが、当該喪失処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である49年2月28日より後の同年3月25日付けで行われていることが確認できる。

さらに、申立人のほかA社に係る152名の厚生年金保険被保険者についても、申立人と同様の訂正処理が行われていることが確認できることから、昭和49年2月28日において、同社が厚生年金保険法に基づく適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人が、昭和48年12月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨

の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である49年3月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の上記被保険者名簿の昭和48年11月の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成9年7月は32万円、同年9月から同年11月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年7月7日から同年8月23日まで
② 平成9年9月1日から同年12月1日まで

私は、申立期間①及び②において、A社に勤務していた。

厚生年金保険の記録では、申立期間の標準報酬月額が遡って下げられているということだが、当時、会社からそのような説明を受けたことは無いので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額は、当初、平成9年7月は32万円、同年9月から同年11月までは41万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった10年3月31日より後の同年8月7日付けで、遡って9年7月は16万円、同年9月から同年11月までは20万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人のほか102名の標準報酬月額についても、申立人と同様に遡って引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成9年7月は32万円、同年9月から同年11月までは41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和53年11月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月25日から同年11月25日まで
私は、昭和53年8月21日から57年10月31日までの期間においてA社に継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主が保管している人事記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和53年11月25日に、同社B事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和53年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出の誤りを認めていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和53年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から47年9月まで

私は、昭和45年10月に会社を退職し、専門学校に入学した。聞いた時期は憶えていないが、私の母親が、「あなたの学生時代の国民年金保険料は、自分の保険料と一緒に自宅近くの郵便局で払っておいていた。」と言っていたので、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、母親自身の保険料と一緒に私の申立期間の保険料を納付していたはずである。

母親は既に亡くなっているため詳しいことは分からないが、申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い、当該期間の保険料を納付していたとするその母親は、既に他界しており、証言を得ることができないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、i) 申立人のオンライン記録によると、厚生年金保険記号番号が平成9年1月付けで基礎年金番号に切り替えられており、当該番号で14年4月に初めて国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できること、ii) 申立人の所持する年金手帳には、国民年金手帳記号番号は記載されておらず、国民年金の記録欄には、被保険者となった日は「平成14年4月1日」と記載されていること、iii) 申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年12月から平成3年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年12月から平成3年12月まで

私は、私の元夫の職場の代表者であった義理の祖父から、私が20歳になった昭和63年*月頃、私及び元夫の二人分の国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、二人分の国民年金保険料及び国民健康保険料を納付していたと聞いていた。

国民年金保険料については、義理の祖父がどこで、どのような方法で納付していたか、具体的に分からないが、申立期間の保険料が未加入による未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年*月頃、その義理の祖父が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその義理の祖父は既に他界しており、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、自身の国民年金第3号被保険者の該当届出の処理日及び国民年金手帳記号番号の払出日から、平成8年9月と推認でき、加入手続時期が申立人の主張する時期と一致しない上、申立人の所持する年金手帳によると、申立人が初めて国民年金の被保険者となった日は、同年8月8日と記載されており、オンライン記録でも、同年同月前に国民年金の被保険者資格を取得した記録は確認できないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を一緒に納付していたとするその元夫についても、当該期間の保険料は未納となっており、申立内容と一致しない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年6月及び同年9月から平成元年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年6月
② 昭和63年9月から平成元年6月まで

私は、昭和56年12月頃に、国民年金の加入手続を市役所で行った。

申立期間①及び②の国民年金保険料については、私又は同居の私の母親が、納付書により金融機関で納付していたが、私が当時勤務していた店に来ていた金融機関の職員に納付を依頼したこともあった。具体的な保険料額については、よく憶^{おぼ}えていない。

私は、結婚するまでは、国民年金保険料を未納にしたことはないはずなので、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、申立人又はその母親が、納付書により金融機関で納付していたと主張しているが、申立人は、納付書が送付されてくれば、保険料を納付しているはずであると主張するのみで、保険料額等の具体的な記憶は無く、当該期間の保険料を納付したこともあったとするその母親も、保険料の納付についての記憶が明確ではないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①及び②以外にも国民年金保険料の未納期間が近接して複数あり、行政機関が事務処理を続けて誤るとは考え難く、申立期間①及び②の事務処理のみを誤ったとする特段の事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 6 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月から 62 年 3 月まで

私の母親は、私が会社を退職した昭和 60 年 6 月に、区役所で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私の父親が、勤務していた金融機関で、私と私の母親の二人分の保険料を毎月納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、昭和 60 年 6 月に区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、その父親が、毎月納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、当該期間の保険料を納付していたとするその両親からは、証言を得ることができないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の第 3 号被保険者の該当届出の処理日から、平成 4 年 7 月頃と推認でき、申立人の主張する時期と一致しない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期からみて、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 8024 (事案 2256 の再々々申立て、事案 4642 の再々申立て、事案 7030 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月1日から22年11月1日まで
② 昭和24年7月1日から同年9月1日まで

オンライン記録によると、私が、A社に勤務していた昭和21年4月から24年8月までの期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録が無い。

再度調査の上、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B支店に係る申立てについては、申立人の申立期間に係る勤務実態が確認できず、申立期間①については、同社B支店(所在地:C区)が昭和21年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっている上、同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録及び申立人の同僚の証言から、同社B支店では、多数の従業員をまとめて厚生年金保険の被保険者として22年11月1日付けで資格取得させたことがうかがえること、申立期間②については、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同日(24年7月1日)に資格喪失している者が多数存在していることが確認できる上、申立人と同日に資格喪失している同僚は、申立人と同様に「整理解雇による退職であった。」と供述していることのほか、申立期間①及び②における保険料控除が確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成22年3月8日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

また、その後の2度にわたる申立人のA社に係る再申立てについては、申立人から新たな資料の提出は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成22年12月1日付け及び23年10月13日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「A社本社に昭和21年4月に入社した後、2、3か月研修を受け、同年6月か同年7月に同社B支店に配属された。」と述べている。

しかしながら、昭和21年4月5日にA社D支店で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、申立人と同様に研修を受けた後、同社B支店に配属されたと述べている一人の同僚は、「一緒に配属された同僚はいなかった。申立人のことはA社B支店で初めて知った。お互いに現場勤務だったこともあり、同社B支店で時々会うぐらいだったので、申立人が同社B支店に配属された時期は分からない。」と述べている。

また、A社本社及び同社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿並びに同社の所在地であるE市内にあった同社関連の事業所に係る各健康保険厚生年金保険被保険者名簿又は健康保険労働者年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらなかった。

さらに、申立人は、昭和21年4月にA社に入社したと思われる2名の社員の氏名を挙げているところ、うち1名は既に死亡している上、1名からは文書照会を行ったが回答が無く、申立人の勤務実態等について確認することができなかった。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年頃から 46 年頃まで
A社に正社員として勤務していた申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。
調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している、申立人の失業保険被保険者資格喪失確認通知書には、昭和 45 年 6 月 15 日取得、46 年 7 月 15 日離職と記載されていることが確認できる。

しかしながら、複数の同僚が「A社には様々な雇用形態の者がいた。」と述べているところ、複数の同僚について、その記憶する勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間が一致していない上、名前の挙がった同僚の中には、同社における被保険者期間が確認できない者も存在する。

また、当時、社会保険事務を担当していたとする同僚は、「従業員の出入りが激しかったため、すぐには厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している。

さらに、A社が保管している、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得および標準報酬決定通知書には、昭和 44 年 12 月 1 日から 46 年 11 月 16 日までの期間に資格取得している被保険者の中に、申立人の名前は見当たらない上、健康保険整理番号に欠番も無い。

加えて、A社は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について不明と回答しており、申立人は給与明細書等の資料を所持していない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申

立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年4月1日から44年3月21日まで
② 昭和45年9月21日から48年2月11日まで

私の年金記録を調べてもらったところ、A国に移住する前に勤務していたB社及びC社における厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給されたことになっていることを知った。

私は、A国人と結婚し、昭和48年8月に日本を出国しており、脱退手当金が支給されたことになっている同年9月21日には既に日本にいなかったのだから、受け取れるはずがないし、支給に関する通知も受け取った記憶が無い。

調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、同社の厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約7か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、昭和61年4月より前は、海外在住の20歳以上60歳未満の邦人は、国民年金の適用除外である上、平成17年にA国との社会保障協定が発効するまでは、A国における年金との通算はできなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
申立期間当時、A社の派遣社員として、B社に平成 11 年 9 月 30 日まで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同年 10 月 1 日になるはずである。調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 11 年 9 月 30 日までA社に勤務していたと述べている。

しかしながら、雇用保険の記録において、申立人の離職日は、平成 11 年 9 月 29 日となっており、オンライン記録と符合する上、A社の事業主は、「顧問税理士の回答から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していなかったものと思われる。」と述べている。

また、当時のA社の社会保険事務担当者は、所在不明により、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 8028

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月から 30 年 3 月まで

私は、高校を卒業後、昭和 29 年 4 月に A 社に入社し、正社員として B 職の仕事をしていましたが、体調が悪くなり、30 年 3 月に退職した。

ところが、厚生年金保険の記録によると、申立期間が被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社における同僚の氏名を一人も覚えていない上、申立人と同時期に勤務した複数の同僚に照会しても、申立人が申立期間において同社に勤務していたことを確認できる具体的な証言を得ることはできなかった。

また、申立人は、「見習期間は無く、A 社に入社してすぐに B 職となり、退職まで同じ仕事をしていた。」と述べているところ、申立人と同様に高校を卒業して同社に入社した複数の同僚は、「見習期間があり、いろいろな職場を経験させられた。」と述べており、申立人の勤務形態と相違していることがうかがえる。

さらに、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間に係る人事記録及び給与関係資料等を確認することはできない。

加えて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 10 月 1 日から 37 年 11 月 14 日まで
年金記録によると、私の A 社における厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、受け取った記憶は無い。

調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 5 か月後の昭和 39 年 4 月 13 日に支給決定されていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難いものの、資格喪失日から 10 か月後に支給決定されたこととなっている同僚は、「退職後に会社から書類が送られてきて、自身で脱退手当金の請求をした。」と回答していることから、申立人についても、同様に自ら請求手続をした可能性が考えられる。なお、申立人の前後 3 年以内に資格喪失し、脱退手当金の支給記録がある申立人を含む 13 名のうち 5 名が資格喪失日から 1 年を超えて支給決定されている。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

申立期間について、遡及訂正前の標準報酬月額である 18 万円に記録回復されたが、当時の給与額は 22 万円のはずである。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準報酬月額は、18 万円から 8 万円に遡って減額されていたが、年金事務所により、遡及訂正処理前の 18 万円に記録が回復されているところ、申立人は、当時受け取っていた給与額は 22 万円のはずであるとして申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てている。

しかし、複数の同僚も申立人と同様に申立期間における標準報酬月額が遡って減額されていたが、これらの者の所持する申立期間に係る給与支給明細書によると、遡及訂正前の標準報酬月額に見合う保険料が控除されていることが確認できる。

また、上記の同僚の一人は、「年金事務所で、給与明細書に記載された給与額等と、遡及訂正前の標準報酬月額を確認した上で記録回復されており、給与額と標準報酬月額に相違は無いと思う。」と供述している。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主から回答が得られないことから、申立期間の給与額が、申立人の主張する 22 万円であったことを確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間に係る給与明細書等の資料を所持してい

ないため、厚生年金保険料の控除額について確認することができず、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 8031

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月 1 日から 51 年 12 月 27 日まで
A社に勤務していた申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、年金住宅ローンを借り入れる際に、当時勤務していたB社に厚生年金保険料の支払履歴証明のために作成してもらった「職歴書」には、A社において、2年5か月加入と記載されている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の「勤務期間は記憶していないが、申立人が勤務していたのは記憶している。」との回答、申立人のA社における昭和 51 年 6 月 21 日から同年 12 月 24 日までの期間における雇用保険の被保険者記録、及び申立人が所持しているB社が 56 年 8 月に発行した職歴書から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 62 年 3 月 1 日であり、申立期間においては、同社は適用事業所となっていない。

また、事業主は、「当社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 62 年 3 月 1 日であり、私もそれ以前の期間は国民年金に加入していた。したがって、申立人から申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除するはずはない。」と回答している上、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している6名は、昭和 62 年 3 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失し、同日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となる以前から勤務していたと回答している複数の同僚のうちの1名は、「私は、昭和 59 年 9 月に入

社したが、入社した当時は、厚生年金保険の適用は無かった。」と回答している。

なお、申立人は、前記職歴書から、申立期間はA社において、厚生年金保険に加入していたはずであると主張しているが、B社は、申立期間の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会の上、職歴書に記載したか否かについては不明であると回答している。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
私は、昭和 48 年 4 月に A 社（現在は、B 社）に正社員として入社し、49 年 3 月 31 日まで勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、同社での厚生年金保険の資格喪失日が同年 3 月 31 日となっているため、厚生年金保険の被保険者記録が 1 か月欠落している。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社において、昭和 49 年 3 月 31 日まで勤務していたと主張している。

しかしながら、申立人の A 社に係る雇用保険被保険者記録では、離職日が昭和 49 年 3 月 30 日となっており、オンライン記録と符合する。

また、B 社へ確認したところ、「申立人の勤務実態及び厚生年金保険の保険料控除については、当時の資料が残っていないため確認することができないが、唯一残っていた労働組合への退職者の通知書には、申立人の退職日は昭和 49 年 3 月 30 日付と記載されていることから、申立人からの退職願は同日付けであったものと考えられる。」と回答している。

さらに、申立人が名前を挙げている同僚からは、回答を得ることができず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。